会員の入退会等に関する規程

(目的)

第1条 この規則は、定款第48条に基づき、公益財団法人青森県りんご協会(以下「この法人」という。)の会員の入会及び退会並びに会費に関し必要な事項を定め、会員の地位の安定とこれに伴う会費収入の確保によってこの法人の財務基盤の確立を図ることを目的とする。

(会員の種別)

- 第2条 定款第48条に規定する会員は、次の各号のいずれかに該当する個人又は団体とする。
 - (1)支会会員(普通会員) 本協会の目的、事業に賛同する者で、本協会の下部組織(以下「支会」という。)の了承を得た青森県居住のりんご生産者とする。
 - (2) 特別会員(特別維持会員、支会外会員) 本協会の目的、事業に賛同する者で、支会への加入の有無に係わらず、特別功労があり特に必要と認めたもの。
 - (3) 賛助会員 この法人の事業に賛同してその事業を推進するために入会した個人又は団体

(入会手続)

- 第3条 会員になろうとする個人又は団体は、この法人所定の入会申込書に添付書類を付して提出しなければならない。
- 2 入会の可否は、会長が決定する。

(理事会への報告)

第4条 会長は、理事会に入会員等の状況を報告しなければならない。 (会費)

- 第5条 会費は、次に掲げるところによる。
 - (1)年会費は会員の種別に応じて、次の区分による。
 - ①維持会員 一括発送 9,000円、個別発送 10,000円
 - ②特別維持会員 11,500円
 - ③支会外会員 12,500円
 - ④ 賛助会員 1 口 14,000円
- 2 会員は、希望する年会費をこの法人所定の方法により納入しなければならない。ただし、 賛助会員については会費口数の上限を定めない。
- 3 事業年度の途中で入会した会員のその事業年度の会費は、月割とすること又は減免する ことができる。ただし、減免は月割3か月相当額を超えることができない。

(会費等の納入)

第6条 この法人に入会した会員は、入会及び退会に関する規則第3条第2項に規定する入会決定通知を受けた日から60日以内に、その事業年度の会費をこの法人所定の方法によ

- り納入しなければならない。
- 2 会員は、毎事業年度の会費として4月末日までにこの法人所定の方法により納入しなければならない。
- 3 会員から納入された会費については、直ちに会費台帳に記載し、その経過を明らかにしなければならない。

(会費等の使途)

第7条 前条の会費は、その 50%以上を公益目的事業費に、他は管理費に使用するものと する。

(除名)

- 第8条 会員が、次のいずれかに該当するときは、理事会の決議により除名することができる。
 - (1) この法人の定款その他の規則に違反したとき。
 - (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
 - (3) 会員としてふさわしくないと認められる行為をしたとき。
 - (4) 正当な理由がなく会費を連続2か年に渡って納入しないとき。
- 2 会員を除名するときは、除名を審議する理事会において、当該会員に弁明の機会を与えなければならない。

(误会)

- 第9条 会員は、退会届をこの法人に提出して、任意に退会することができる。
- 2 前項の場合、会員が納入した入会金及び会費については、これを返還しない。 (会員の特典)
- 第10条 会員は、次の特典を享受することができる。
 - (1) 本協会が刊行する機関紙「りんごニュース」を無料で配布を受けることができる。
 - (2) 特別維持会員、支会外会員、賛助会員は本協会が刊行する季刊誌「りんご技術」を無料で配布を受けることができる。
 - (3) 本協会が主催、共催する研修会、セミナー等に無料もしくは割引料金で参加できる。
 - (4) その他この法人が必要と認めたこと。

(補則)

第11条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。

附則

この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団 法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第第 106 条第 1 項 に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。